

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		犬山市自治総合センターコミュニティ助成金		市の担当部課	市民部地域安全課	
				問い合わせ先	0568-44-0346	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		東コミュニティ推進協議会		代表者名	会長 岡崎 光雄	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市自治総合センターコミュニティ助成金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成6年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		概ね小学校区単位の地域社会づくりを目的とした助成金であり、各コミュニティ協議会に輪番で補助しているため				
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		一定の広域において構成する、自ら地域をより良くする活動を行う協議会に対し、備品整備や青少年の健全育成を目的とした財団法人自治総合センターの助成を原資とする助成金を交付することで、地域の魅力創出や課題解決をはじめ、住民主導の人間性豊かな住みよい地域社会づくりを進めることができる。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算	
		2,100,000 円	3,500,000 円	2,100,000 円	3,400,000 円	
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(0 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		・備品整備事業(事務機器、簡易物置、発電機、音響機器など活動に直接必要な備品の整備)				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		4,406,682 円		
		うち補助事業全体の経費		2,103,192 円		
		うち補助対象経費		2,103,192 円		
		補助対象経費の内訳		備品購入費		2,103,192 円
補助額の算出方法		補助率、補助額		10/10		
		補助限度額		備品整備 2,500,000円 青少年1,000,000円 (コミュニティ助成事業実施要綱(県)に規定)		
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	助成金を前払いし、事業完了後精算するため。	
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		備品整備の助成により、コミュニティの活動基盤の強化を図るとともにコミュニティ活動を推進することができた。				
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		66,790 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				無

※平成30年度の実績に基づき作成しています。